

4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言

(役員会案)

一 趣旨

三重県議会では、平成 27 年に「三重県議会 議会活動計画」（計画期間：平成 27 年 5 月～平成 31 年 4 月）を策定し、議員任期 4 年間を見据えた活動を計画的に行ってきました（参考資料 1 参照）。

平成 31 年 4 月に同計画の計画期間が終了することから、外部有識者からいただいた評価やアドバイス（参考資料 2 参照）も踏まえ、「議会活動計画の仕組み」と「議会活動計画に基づく取組」について評価を行うとともに、その評価結果を踏まえて、次期改選後議会への提言を行います。

二 総括

「議会活動計画の仕組み」については、議員任期 4 年間の主な議会の取組を掲げるとともに、その取組の評価を行い、継続的な改善活動を実施することができました。また、「議会活動計画に基づく取組」については、計画どおりに実施し、県政に議会の意思を反映させることができました。

このようなことから、「議会活動計画の仕組み」については、継続的な改善につながるという点で、一定の評価ができます。また、「議会活動計画に基づく取組」については、十分に取り組めたと評価できます。

しかしながら、取組の評価基準、委員会における議員間討議の活性化や運営の在り方等について、課題が明らかになりました。

こうした評価を踏まえ、次期改選後議会においては、議会改革推進会議において、引き続き、議員任期 4 年間を見据えた議会活動計画を策定し、計画的な議会活動の実施・評価を行っていくとともに、本評価によって明らかになった課題への対応について検討していくことを提言します。

三 4年間を通した議会活動の評価

1 「議会活動計画の仕組み」に関する評価

ここでは、「議会活動計画の仕組み」に関する評価として、「評価サイクル」と「評価の手法」について評価を行い、その成果や課題等を整理します。

(1) 評価サイクルについて

議会活動計画における評価サイクル

評価サイクルとは、議員任期4年間の主な議会の取組を掲げるとともに、その取組の評価を行い、継続的な改善活動につなげていく仕組みをいいます（参考資料1の8ページ「取組の評価サイクル」参照）。

議会活動計画において、議員任期4年間の主な議会の取組を掲げるとともに、その取組の評価を行い、継続的な改善活動を実施することができました。また、毎年度の取組の評価についても、その評価結果を次年度の各委員会の年間活動計画の作成などの議会活動に反映させ、翌年度の取組の改善につなげることができました。

こうしたことから、評価サイクルについては、議会活動計画に基づき適切に運用されたとともに、継続的な改善活動につながるものであったと評価できます。

一方で、課題として、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の策定が先行する中で、議会活動計画（平成27年12月策定）に、同行動計画の策定段階における議会の関わり方について、十分には反映されなかつたことが挙げられます。

次期改選後議会においては、引き続き、議員任期4年間を見据えた議会活動計画を策定し、計画的な議会活動の実施・評価を行っていくとともに、それらを行うに当たっては、「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画の策定段階からどのように関わっていくかという観点を踏まえることが望まれます。

（2）評価の手法について

議会活動計画における評価の手法

評価の手法とは、議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会における自己評価や、代表者会議における全体的な取組状況の確認等をいいます（参考資料1の8ページ「取組の評価サイクル」参照）。

議会活動計画に基づき、毎年度、各常任委員会において委員会活動の評価を行うとともに、代表者会議において、「議会活動計画に基づく取組」の状況について確認しました。

こうした評価の手法については、毎年度の取組の状況を把握するとともに、翌年度の取組の改善につなげるという観点から、一定の成果があったものと評価できます。

一方で、課題として、

- ・「議会活動計画に基づく取組」（「知事等との関係」や「県民との関係」に関する取組）について、どのように評価を行うのかといった評価の具体的な手法が、議会活動計画に明確には位置付けられておらず、現状としては、代表者会議においてその取組の状況が確認されるにとどまり、毎年度の評価が十分には行われていないこと
- ・取組の目的や成果等を県民に分かりやすく伝えるという観点から、評価基準が明確でないこと
- ・議会として4年間を通じた議会活動の評価を行うに当たって、アドバイス等を受けた外部有識者が1人であったことから、評価の客觀性をより向上させる余地があること

が挙げられます。

次期改選後の議会においては、引き続き、翌年度の取組の改善につなげていくため、議会活動計画に基づき評価を行っていくとともに、「議会活動計画に基づく取組」について毎年度の評価を十分に行うための仕組みや、議会活動の目的や成果等を県民に分かりやすく伝えるという観点を踏まえた評価基準の見直し等について検討することが望まれます。

2 「議会活動計画に基づく取組」に関する評価

議会活動計画では、議員任期4年間の主な議会の取組として、「知事等との関係」及び「県民との関係」に関する具体的な取組を掲げています。また、議会活動計画は、議会での議論が常任委員会を中心に行われていることを踏まえ、「常任委員会の活動」に特に焦点を当てて策定しています。

ここでは、「議会活動計画に基づく取組」に関する評価として、「知事等との関係」及び「県民との関係」に関する具体的な取組と「常任委員会の活動」について、議会活動計画に基づき取組を行うことができたかどうかという観点から評価を行い、その成果や課題等を整理します（参考資料3、参考資料4及び参考資料5参照）。

（1）知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～

①総合計画

議会活動計画に掲げている事項

「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ、調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。

総合計画については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の策定及び同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ、調査・審査を行い、知事への申し入れを行いました。

平成27年度は、県の総合計画「みえ県民力ビジョン」の行動計画である「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の策定が行われる時期に当たっており、議会では、全員協議会や各行政部門別常任委員会において、同計画の中間案・最終案について詳細な調査を行うとともに、同計画に、議会の意思を反映させるため、中間案・最終案それぞれについて、知事に対する申し入れを行いました。

こうした議会からの申し入れを踏まえて、目標項目が見直されるなど、議会の意思を具体的に計画へ反映させることができました。

また、同計画は、議会の議決対象計画として、本会議における議案質疑や所管委員会における審査を行うとともに、最終的に議会の議決を経て策定されており、県の重要な総合計画について、策定当初から最終的な議決に至るまで一貫して関わることにより、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮することができました。

「成果レポート」については、各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会において、前年度の県政の取組成果等の詳細な調査を行うとともに、

知事に対して申し入れを行うなど、計画の策定時点だけではなく、毎年度の取組等に対する監視・評価・政策提言を行いました。

こうしたことから、総合計画については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

なお、今後、より一層、総合計画に議会として県民の声を反映させるために、調査・審査の手法等の充実について検討することが考えられます。

次期改選後の議会においては、引き続き、多様な民意を受けた議会の意思を総合計画に反映させるための取組を行い、二元代表制の一翼を担う機関として、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能をより一層効果的に発揮していくことが望まれます。

②当初予算

議会活動計画に掲げている事項

「当初予算」については、毎年度、予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。

当初予算については、毎年度、予算決算常任委員会及び所管別の分科会を中心に、詳細な調査・審査を行いました。

調査・審査に当たっては、予算編成の段階から、予算編成に向けた基本的な考え方や予算要求状況について調査・提言を行うとともに、予算議案の審査に当たって総括質疑を行うなど、当初予算に議会の意思を反映させることができるよう取り組みました。

こうしたことから、当初予算については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、当初予算について、予算決算常任委員会及び所管別の分科会を中心に、詳細な調査・審査を行い、より一層、当初予算に多様な民意を受けた議会の意思を反映させる取組を行うことが望されます。

③個別の行政計画

議会活動計画に掲げている事項

個別の行政計画については、改訂時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。具体的には、6月に策定する年間活動計画に基づき、県内外調査、公聴会及び参考人招致を実施するなど、調査・審査を行います。

個別の行政計画について、改定時期を見据え、所管の行政部門別常任委員会を中心として、計画的に、調査・審査を行いました。

調査・審査に当たっては、計画の策定当初からその方針や概要について調査を行うとともに、その後の中間案・最終案と段階に応じて調査を行い、県政に重要な個別の行政計画に議会の意思を反映させることができました。

また、とりわけ、議会の議決対象となっている計画については、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行うとともに、議会の議決に基づき計画を策定することによって、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮することができました。

こうしたことから、個別の行政計画については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、多様な民意を受けた議会の意思を個別の行政計画に反映させるための取組を行い、二元代表制の一翼を担う機関として、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能をより一層効果的に発揮していくことが望まれます。

④特に調査・検討を要する重要課題

議会活動計画に掲げている事項

県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項については、必要に応じて、特別委員会や附属機関、調査機関、検討会等を設置し、政策提言や政策立案を行います。

県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項について、毎年度、必要に応じて、特別委員会や検討会を設置し、政策提言や政策立案を行いました。

特別委員会や検討会では、県外調査や県内調査、参考人招致、活発な議員間討議を行うなど、詳細な調査・審査を行い、知事への政策提言や政策に係る議員提出条例の制定など、多様な民意を受けた議会独自の政策提言や政策立案を行うことができました。

知事への政策提言については、子どもの貧困対策調査特別委員会においてスクールソーシャルワーカーの増員について提言するなど、特別委員会等での調査を踏まえた提言を行い、次年度予算や新規事業に具体的に提言内容を反映させることができました。

また、検討会や特別委員会における議論を経て、政策に係る議員提出条例として、平成28年度には「三重県手話言語条例」を、平成30年度には「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を制定するなど、県民の福祉の向上につながる具体的な政策立案を行うことができました。

こうしたことから、特に調査・検討を要する重要課題については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項について、必要に応じて、特別委員会や附属機関、調査機関、検討会等を設置し、多様な民意を受けた議会独自の政策提言や政策立案を、より一層積極的に行っていくことが望まれます。

⑤重点調査項目

議会活動計画に掲げている事項

6月に策定する年間活動計画において委員会ごとの重点調査項目を定め調査・審査を行います。具体的には、年間活動計画に基づき、県内外調査、公聴会及び参考人招致を実施するなど、調査・審査を行います。

各委員会において、執行部からの所管事項の説明を踏まえ、県政で課題となっている事項など、年間を通じて特に調査を行っていく重点調査項目を定める（参考資料5参照）とともに、重点調査項目を踏まえて、県外調査や県内調査、参考人招致を行いました。

重点調査項目を定めることによって、年間を通じた計画的かつ効果的な調査を行うことができました。また、各重点調査項目に対する委員の専門性の向上につながり、委員会における審査等を充実させることができたと考えられます。

こうしたことから、重点調査項目については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、各委員会において、時宜に応じた重点調査項目を定め、より一層、年間を通じて計画的かつ効果的な調査を行っていくことが望されます。

⑥議員勉強会

議会活動計画に掲げている事項

議員の政策形成能力の向上を図るため、全議員を対象とする勉強会を開催します。

議員の政策形成能力の向上を図るため、「子どもの貧困対策」や「働き方改革」など、県政や議会において課題となっている事項をテーマとして、全議員を対象とする勉強会を4年間で11回（平成27年度に3回、平成28年度に3回、平成29年度に3回、平成30年度に2回）、開催しました。

時宜に応じたテーマの勉強会を開催することにより、一般質問や委員会における調査・審査の参考にするなど、議会の審議等において活用が図られたものと考えられます。

こうしたことから、議員勉強会については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、時宜に応じたテーマの勉強会を開催し、県政を取り巻く諸課題等について、議員間における共通認識の醸成と更なる理解の向上に努め、より一層議員の政策形成能力の向上を図っていくことが望まれます。

(2) 県民との関係～広聴広報～

①議長定例記者会見

議会活動計画に掲げている事項

議会に係る情報発信を行うため、議長定例記者会見を月1回実施します。

議長定例記者会見については、議会に係る情報発信を行うため、4年間で46回（平成27年度に11回、平成28年度に12回、平成29年度に12回、平成30年度に11回（平成31年2月14日現在））開催しました（就任記者会見を除く）。三重県議会における各種イベントの開催案内や各年の三重県議会10大ニュースの発表など議会に係る取組を分かりやすく情報発信しました。

また、より幅広い県民に的確に議会に係る情報を伝えることができるよう、平成29年2月からは手話通訳を導入しました。

こうしたことから、議長定例記者会見については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、議長定例記者会見を実施し、議長が自らの生の声で、より一層分かりやすく議会に係る情報発信を行うことが望されます。

②広聴広報会議

議会活動計画に掲げている事項

効果的な広聴広報の取組について協議・調整するため、広聴広報会議を月1回程度開催します。

広聴広報会議については、効果的な広聴広報に関し協議・調整するため、4年間で47回（平成27年度に11回、平成28年度に11回、平成29年度に12回、平成30年度に13回（平成31年2月14日現在））開催しました。その中で、各年度の「議会広聴広報計画」の策定、「みえ県議会だより」の編集、「みえ県議会新聞」の編集、「みえ現場 de 県議会」の開催、「みえ県議会出前講座」の実施、「みえ高校生県議会」の開催、「傍聴者アンケート」への対応等について、協議しました。

各年度における協議の結果、「みえ県議会だより」について、平成28年度からは、県民の方が議会に係る情報をより入手しやすいようにするという観点から、従来の公共施設への配置に加え、新聞折込みも行うこととし、紙面も新聞折込みに適したタブロイド版へと移行するという見直しを行い

ました。

また、三重県手話言語条例の施行も踏まえ、平成 29 年度に代表・一般質問の中継映像への手話通訳挿入の試行を実施することを決定し、平成 30 年度から代表質問と予算決算常任委員会総括質疑の中継映像において手話通訳を導入することを決定しました。

こうしたことから、広聴広報会議については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、広聴広報会議を中心に効果的な広聴広報に取り組み、より一層県民に開かれた議会運営を実現していくことが望されます。

ア みえ現場 de 県議会

議会活動計画に掲げている事項

多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等を設定して、関係団体や県民に広く参加を呼びかける「みえ現場 de 県議会」を開催します。開催後、広聴広報会議からテーマに関連する委員会等に対し、県民等からいただいた意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

みえ現場 de 県議会については、多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、関係団体や県民に広く参加を呼びかけて開催しました。

平成 27 年度には「若者の声を県政に」及び「鳥獣害に強い地域づくり」をテーマに 2 回、平成 28 年度には「女性活躍の推進～中小企業の現場で～」をテーマに 1 回、平成 29 年度には「文化振興」及び「観光・交流の推進」をテーマに 2 回、平成 30 年度には「ダイバーシティ社会の推進」をテーマに 1 回開催し、様々な県政の重要課題について、それらの課題に関わる多様な立場の県民の方から有益なご意見をいただきました。

みえ現場 de 県議会でいただいた参加者の意見を、委員会における調査や本会議における一般質問に役立てるなど、議会での議論に反映させることができました。

また、参加者及び傍聴者に対するアンケートでは、会議の感想として、「大変良かった」及び「まあまあ良かった」が、平成 27 年度（2 回計）は 95%、平成 28 年度は 88%、平成 29 年度（2 回計）は 71%、平成 30 年度は 67% と概ね肯定的なものとなっており、参加者や傍聴者にとって

有意義な機会になったものと考えられます。

こうしたことから、みえ現場 de 県議会については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

なお、今後、より一層「現場」に近い感覚で県民の方からご意見をいただくことができるよう、開催手法等について検討することが考えられます。

次期改選後の議会においては、引き続き、みえ現場 de 県議会のような取組を行い、多様な県民の意見を取り入れる広聴機能をより一層強化し、議会での議論に生かしていくことが望されます。

イ みえ高校生県議会

議会活動計画に掲げている事項

高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。開催後、広聴広報会議から高校生からの質問事項に関する委員会に、高校生の意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

みえ高校生県議会については、高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聞くことで議会での議論に反映していくことを目的に、平成 28 年度及び平成 30 年度に開催しました。平成 28 年度は 16 校 52 人、平成 30 年度は 11 校 40 人の高校生が参加しました。平成 30 年度には、前回のみえ高校生県議会での意見を踏まえ、開催前に、事前交流会を開催し、議員・参加校の生徒と意見交換を行うことにより、みえ高校生県議会の質問内容のブラッシュアップ及び生徒間の交流を図りました。

参加した高校生に対するアンケートでは、みえ高校生県議会全体について、「とても良かった」と「良かった」と回答した高校生が、平成 28 年度は 96%、平成 30 年度は 100% に上り、参加した高校生の多くにとって議会に対する関心を高めてもらう良い機会になったものと考えられます。

また、みえ高校生県議会で高校生議員から出された質問や提案を、本会議における一般質問に役立てるなど、議会での議論に反映させることができました。

こうしたことから、みえ高校生県議会については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、みえ高校生県議会のような取組を行い、高校生等に議会に対する関心を更に高めてもらうとともに、高校生等の意見を直接聴き、議会での議論により一層反映させることができます。

ウ みえ県議会出前講座

議会活動計画に掲げている事項

地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受けて、児童、生徒、学生に対して、三重県議会の仕組み等を学校に出向いて説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を実施します。

みえ県議会出前講座については、広聴広報会議委員が、児童生徒等を対象に、三重県議会の仕組みや議会改革の取組について分かりやすく説明するもので、4年間で39校2,886人（平成27年度8校361人、平成28年度8校453人、平成29年度16校1,136人、平成30年度7校936人（平成31年2月14日現在））の児童生徒等に対して実施されました。

実施後のアンケートでは、「とてもよかったです・よかったです」が、平成27年度は92%、平成28年度は86%、平成29年度は86%、平成30年度は83%（平成31年2月14日現在集計済分）と、概ね肯定的なものとなっており、参加した児童生徒等にとって、三重県議会をはじめとした地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与する有意義な機会となっているものと考えられます。

また、みえ県議会出前講座の実施において、同実施要領の周知徹底不足と思われる事案が発生したことから、実施要領の見直しと再度の周知徹底を図るとともに、実施要領に、主権者教育やキャリア教育の視点を盛り込むなど、より適切かつ充実したみえ県議会出前講座が実施できるよう、必要な対応を図りました。

こうしたことから、みえ県議会出前講座については、議会活動計画に基づく取組を実施することができたものと評価できます。

次期改選後の議会においては、引き続き、みえ県議会出前講座のような取組を行い、三重県議会の仕組み等について、児童、生徒及び学生に対して、より一層理解を深めてもらうことが望されます。

(3) 常任委員会の活動

議会活動計画に掲げている事項

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から委員会（予算決算常任委員会の場合は理事会）による自己評価を毎年行います。

①各行政部門別常任委員会

各行政部門別常任委員会では、毎年度、年間活動計画を作成し、それに基づき活動を行い、その中で重点調査項目を複数選定（参考資料5参照）し、それらの項目について適時適切な県内外調査等を行い、それぞれ要望等を行うなど、施策への反映に向けた提言等に取り組みました。

こうした取組に関して、毎年、議会活動計画に基づく自己評価を行い、翌年の取組の改善につなげていくことができました。

また、自己評価の結果、

- ・議員間討議の活性化
- ・効率的かつ効果的な委員会運営の在り方

について、検討が必要ではないかという課題が明らかになりました。

次期改選後の議会においては、引き続き、充実した調査・審査に努め、県の施策に議会の意思を反映させることができるように取り組むとともに、論点の明確化による議論の促進など、議員間討議を活性化させる試みが望まれます。

また、有識者など様々な立場の方の意見を聞く機会を設けることも、充実した議論を行うに当たって有益であると考えられるため、必要に応じて積極的な参考人招致等を行うことが考えられます。

効率的かつ効果的な委員会運営としては、例えば、委員会間で調査事項が重複する場合に、委員会間の情報共有・調整を図るなどの取組が考えられます。

②予算決算常任委員会

予算決算常任委員会では、毎年度、年間活動計画を作成し、予算編成の段階から、予算編成に向けた基本的な考え方や予算要求状況について調査・提言を行うとともに、予算議案の審査に当たって総括質疑を行うなど充実した調査・審査に努め、当初予算等に議会の意思を反映させができるよう取り組みました。また、予算編成が始まる以前の段階から、前年度の政策評価である「成果レポート」の調査を行い、今後の県政運営につながる提言を行いました。

こうした取組に関して、毎年、議会活動計画に基づく自己評価を行い、翌年の取組の改善につなげていくことができました。

また、自己評価の結果、既に各分科会で議論が一定行われているという側面はあるものの、活発な議員間討議が十分に行われなかつたという課題が明らかになりました。

次期改選後の議会においては、引き続き、充実した調査・審査に努め、当初予算等に議会の意思を反映させができるよう取り組むとともに、論点の明確化による議論の促進など、議員間討議を活性化させる試みが望されます。

四 次期改選後議会への提言

「三　4年間を通した議会活動の評価」を踏まえて、次期改選後議会において、「引き続き取り組むことが望まれる事項」と「見直し等の検討が望まれる事項」について、次のとおり提言します。

1 引き続き取り組むことが望まれる事項

(1) 「議会活動計画の仕組み」

①評価サイクルについて

引き続き、議員任期4年間を見据えた議会活動計画を策定し、計画的な議会活動の実施・評価を行い、継続的な改善活動を実施していくことが望されます。

②評価の手法について

引き続き、翌年度の取組の改善につなげていくため、議会活動計画に基づき評価を行っていくことが望れます。

(2) 「議会活動計画に基づく取組」

①知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～

引き続き、現任期の議会活動計画に基づく取組を参考とした取組を行い、より一層、議会の監視・評価・政策立案・政策提言機能の充実を図っていくことが望されます。

②県民との関係～広聴広報～

引き続き、現任期の議会活動計画に基づく取組を参考とした取組を行い、より一層、広聴広報機能の充実を図っていくことが望されます。

③常任委員会の活動

引き続き、充実した調査・審査に努め、県の施策等に議会の意思をより一層反映させることができるよう取り組むことが望されます。

2 見直し等の検討が望まれる事項

(1) 「議会活動計画の仕組み」

①評価サイクルについて

次期改選後議会における議会活動計画は、知事による「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画と策定時期が重なることが見込まれます。

議会として、次期行動計画の策定段階からどのように関わっていくかということが重要であることから、次期改選後議会において議会活動計画を策定する場合には、次期行動計画の中間案の議会への提示が2019年9月に見込まれることを踏まえ、次の事項について検討することが望されます。

- ・次期行動計画の策定段階からの議会の関わり方の方向性
- ・議会活動計画の2019年9月上旬までの策定

②評価の手法について

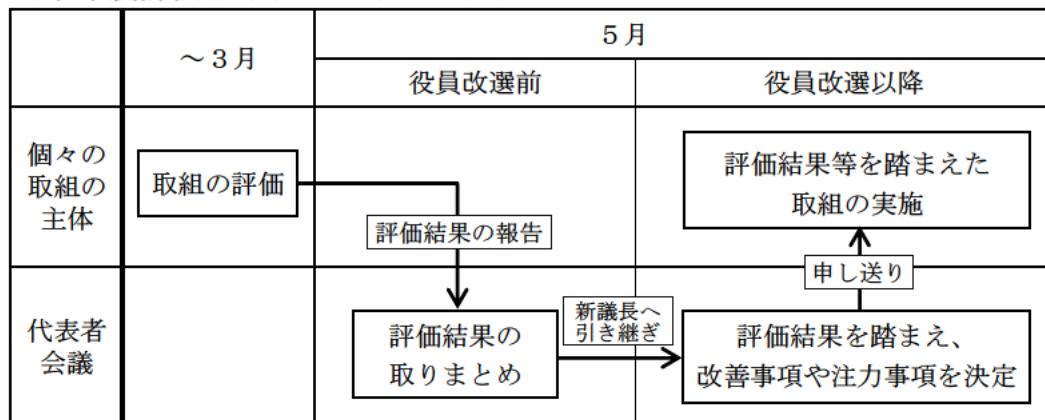
(i) 「議会活動計画に基づく取組」（「知事等との関係」や「県民との関係」に関する取組）について、毎年度の評価を十分に行うため、次の事項について検討することが望されます。

- ・「議会活動計画に基づく取組」について、毎年度の評価を行うことを、単年度評価のサイクルにおいて明確に位置付けるとともに、その評価を踏まえ、翌年度において改善すべき事項や注力すべき事項について引き継いでいく仕組みを構築すること
- ・個々の取組に応じた適切な評価主体の設定（「議会活動計画に基づく取組」のうち、広聴広報に関する取組は、広聴広報会議において評価を行うなど） 等

(ii) 議会活動の目的や成果等を県民に分かりやすく伝えていくため、次の事項について検討することが望されます。

- ・議会の取組の目的や効果を県民に伝えるための手段としての評価制度の活用
- ・取組の目的や目標、期待する成果に照らした評価基準の設定及び議員間や年度間で共通性のある一定の評価フォーマットの作成
- ・評価基準や評価フォーマットを作成する前提として、議会活動計画の策定段階における取組の目的や具体的な目標、期待する成果の設定等

＜単年度評価サイクルのイメージ＞



(iii) 評価の客観性を一層確保するため、議会活動計画の計画期間の最終年において、議会として4年間を通した議会活動の評価を行うに当たって、複数の外部有識者等からアドバイス等を受けることについて検討することが望されます。

(2) 「議会活動計画に基づく取組」

①知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～

総合計画に関する取組に関し、今後、より一層、総合計画に議会として県民の声を反映させるために、調査・審査の手法等の充実について検討することが望されます。

②県民との関係～広聴広報～

今後、より一層、県民に開かれた議会運営を実現していくため、現任期の取組を参考にしつつ、新たな課題への対応や、より効果的な広聴広報活動の手法等の充実について検討することが望されます。

③常任委員会の活動

(i) 委員会における議員間討議の活性化を図るため、次の事項について検討することが望されます。

- ・論点の明確化による議論の促進
- ・有識者など様々な立場の方の意見を聴き、充実した議論が行われるよう、必要に応じた積極的な参考人招致等の活用 等

(ii) 効率的かつ効果的な委員会運営を図るため、次の事項について検討することが望まれます。

- ・委員会間で調査事項が重複する場合における委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用
- ・委員会内における部局間の所管事項に量的な差がある場合における計画的な委員会運営 等